

令和4年度補正予算  
文部科学省 中小企業イノベーション創出推進事業  
宇宙分野（事業テーマ：スペースデブリ低減に必要な技術開発・実証）  
審査実施要領

## 第1 趣旨

「令和4年度補正予算文部科学省中小企業イノベーション創出推進事業宇宙分野（事業テーマ：スペースデブリ低減に必要な技術開発・実証）」（以下「本プログラム」という。）の公募において応募された事業の採択にあたり、文部科学省及び基金設置法人である一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「GIO」という。）は、本要領に定めるところにより、事業（プロジェクト）の採択に係る審査（以下「審査」という。）を実施する。

## 第2 採択審査委員会

1 選考の公正及び適正を期するため、GIOは、提案された事業の評価、審査及び採択決定の実施にあたり、採択審査委員会を設置する。

2 採択審査委員会は、本プログラムのプロジェクトリーダーを委員長とし、次の条件を満たす者のうち、GIOが審査委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部有識者等により構成する。

（1）本プログラムに係るビジネス・技術に関して十分な見識と審査能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。

（2）その氏名、所属及び審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。

3 採択審査委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。

4 本プログラムのプログラムマネージャー（以下「PM」という。）、文部科学省及び関係府省は、採択審査委員会においてオブザーバーとして参加することができる。

5 公正かつ中立な審査を行う観点から、委員は、その任期中は、本プログラムへ応募（研究担当者としての参加を含む。）することができない。

6 公正かつ中立な審査を行う観点から、審査対象となる事業と利害関係を有する委員は、当該事業の審査には参加できない。なお、利害関係を有する委員とは、当該委員が次の（1）から（6）のいずれかに該当する場合とする。

（1）当該事業の提案書類の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合

（2）委員が所属している法人等から申請があった場合

（3）委員自身が、過去5年以内に代表事業者から寄附を受けている場合

（4）委員自身が、過去5年以内に代表事業者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合

(5) 委員自身と代表事業者との間に、過去 5 年以内取引があり且つ事業者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合

(6) その他、事業者（事業者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該事業の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

7 審査対象となる事業と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに、必ず文部科学省及び GIO にその旨を通知するものとする。特に、前項（6）に該当する場合、文部科学省及び GIO は審査委員会に当該委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

8 委員長は、委員の中から委員長代理を指名し、委員長が職務を実施できないときは、その職務を代理させる。

9 委員及び PM 等オブザーバーは、審査により知り得た情報について、文部科学省及び GIO が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究もしくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

10 委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに事務局である文部科学省と GIO に報告しなければならない。また、文部科学省と GIO は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

### 第3 審査方法

1 審査は、1次（書面）審査及び2次（ヒアリング）審査により行う。ただし、応募件数が想定を超える場合等においては、委員長の判断により2次審査対象を絞り込む形で実施することがある。

2 1次（書面）審査は、以下のとおり実施する。

(1) 応募事業ごとに、各委員が、応募された提案書類を熟読し、事業者に必要な事項は書面にて質疑応答を行う。必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

(2) 各委員は、応募事業ごとに必須項目を確認し、×の評価となる項目がある場合は委員長へ報告する。

(3) 文部科学省、GIO 及び運営支援法人にて、提案の妥当性について確認・評価を行う。

(4) ただし、各委員による確認の結果、×の評価となる必須項目がある応募事業は、委員長の判断により2次審査の対象としない。

3 2次（ヒアリング）審査は、以下のとおり実施する。

(1) 委員は、各応募事業の提案書類及び提案内容に係る応募者からの説明を基に、別紙「審査項目及び審査基準」に基づき絶対評価にてそれぞれ採点を行う。

(2) 委員長は、各応募事業の採点結果について委員と意見交換を行い、各委員の審査結果や審査の基となった判断の理由等を確認することができる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なる場合は、委員長は、当該審査結果に係る委員から、

その審査の基となった判断の理由を確認するものとする。

(3) 採択審査委員会において、各委員の合計点を平均した点数を応募事業の評点として決定し、順位付けを行う。なお、委員長は、前項により行った確認の結果、当該審査結果に係る判断の理由が妥当でないと判断したときは、当該応募事業の評点として、その外れ値を除いた委員の審査結果の平均を採用することができる。

(4) 委員長及び委員は、文部科学省、GIO 及び運営支援法人から提案の妥当性について意見を聴取することができる。

#### 第4 採択の決定

1 2次審査の評点を踏まえ、採択審査委員会は原則として評点の高い事業から、A：軌道上の衛星等除去技術・システムの開発・実証を1件程度、B：衛星等の軌道離脱促進のための技術・コンポーネント開発・実証採択を2件程度、採択を決定するとともに、補助金交付額を決定する。

2 採択審査委員会による1の結果は、委員長が文部科学省及びGIOに報告する。

また、採択審査委員会の場で事業の実施に当たり留意すべき事項が提起された場合は、委員長は、当該事項を併せて文部科学省及びGIOに報告するものとする。

2 GIOは、前項で決定した事業の代表事業者に対して必要な通知等を行う。

#### 第5 その他

1 本要領に定めるもののほか、採択審査委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。

2 審査の実施に関する事務局は、GIO 及び運営支援法人が行う。

以上

別紙 審査項目及び審査基準

大項目	中項目	評価ポイント
<p>【1】 目標、計画の妥当性</p>	<p>【1-1】 プロジェクトの目標の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提示されたテーマに沿ったプロジェクト目標となっているか。【必須項目】</li> <li>・プロジェクトの目標（開発・実証の成果の目標）が明確かつ妥当か。</li> <li>・プロジェクトの成果の社会実装、波及効果等のアウトカム目標が明確かつ妥当か。本事業テーマ全体のアウトカム目標の達成に貢献するか。</li> </ul>
	<p>【1-2】 プロジェクト計画及びスケジュールの妥当性、課題・リスクの識別</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトの目標達成に向けた実施計画（スケジュール含む）が適切に設定されているか。フェーズ（ステージゲート）毎の目標設定は、明確かつ妥当か。</li> <li>・開発・実証において解決すべき課題及び想定されるリスク、それらへの対処方針が適切に考慮された計画となっているか。</li> <li>・プロジェクトの成果の社会実装に向けた絵姿や、プロジェクト終了以降の取組構想が明確かつ妥当か。</li> </ul>
	<p>【1-3】 ビジネスモデルの優位性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスモデルや技術に優位性・独自性・新規性があり、ビジネス上の国際競争力を持つことが期待できるか。</li> <li>・ターゲットとする市場において、売上の拡大や収益性の確保、シェアを獲得するための戦略が適切に講じられているか。また、市場規模（市場の成長性含む）の考え方とその算出方法に妥当性はあるか。</li> <li>・社会実装後、自立的な経営を可能とする収益モデルが見据えられているか。</li> </ul>
<p>【2】 実施体制の妥当性、実現可能性</p>	<p>【2-1】 目標達成に向けた適切な実施体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業を円滑に遂行するための体制、資金力、経営基盤を有しているか。【必須項目】</li> <li>・開発・実証を遂行する上での社内の実施体制・人的リソース（技術的な専門性（知識、スキル、経験等）、事業遂行に向けた経営力（経営者の資質、経営チームメンバーの経験・スキル・能力の構成等）や事業開発力・対外折衝力、資金管理・経理処理体制を含む。）は十分に確保されているか。</li> <li>・社外の連携先が存在する場合、連携先と協力してプロジェクトを実施できる体制が十分に構築されている</li> </ul>

		<p>か。また、連携による効果が期待できるか。</p> <p><b>【コンソーシアムによる提案を実施する場合のみ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンソーシアムによる連携協定の内容は、プロジェクトの推進及びプロジェクト終了後のプロジェクト成果の社会実装の実現に資するものか。</li> </ul>
	<p><b>【2-2】 目標達成に向けた展開</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト目標の達成と成果の社会実装に向けて、体制・人的リソース・経営力等の拡充・強化に向けた方針や具体的取組が検討・提案されているか。また、それらに実現性があるか。</li> <li>・目標達成に向けた資金調達計画が適切に示されているか。また、当該計画に実現性があるか。</li> </ul>
<p><b>【3】 事業趣旨との整合性</b></p>	<p>－</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1（3）補助要件」及び「2（1）補助事業者の要件」を満たしているか。 <b>【必須項目】</b></li> <li>・TRL を原則としてレベル5 以上からレベル7 まで引き上げる計画となっているか。 <b>【必須項目】</b></li> <li>・宇宙基本計画が示す将来像と合致するプロジェクトとなっているか。</li> <li>・プロジェクト成果を活用したプロダクト及びサービスは、公共サービスの高度化・効率化や、社会課題の解決等に適合するものか。</li> </ul> <p><b>【みなし大企業又は設立15年以上の中小企業が代表事業者となる場合のみ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携先のスタートアップの成長に裨益するプロジェクトとなっているか。 <b>【必須項目】</b></li> </ul>
<p><b>【4】 必要経費の妥当性</b></p>	<p>－</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトに必要な経費（補助金交付額）及びその用途は妥当であるか。また、提案された補助金交付額は、プロジェクト目標や企業規模等を勘案した上で妥当であるか。</li> </ul>